

(写)

陳情第19号

放課後等デイサービスの自己負担上限額の減免を求める陳情

令和6年4月3日受理

厚生委員会

令和6年4月15日付託

提出者

札幌市東区

放課後等デイサービスの自己負担額の減免を求める会

代表者 大川口 綾美

(要旨)

障害児通所施設（放課後等デイサービス）は世帯の所得によって自己負担の上限金額が設定されています。札幌市は国の基準同様、生活保護世帯0円、所得割28万円未満が月4,600円、所得割28万円以上が月37,200円となっていますが、この金額は市町村単位で設定できるものです。

札幌市では区分が変わった場合の負担額の差があまりにも大きい為、障害児を育てる家庭の負担が大きくなっています。よって自己負担上限額の減免制度、もしくは所得制限を撤廃し一律の金額設定を取り入れて頂きたいです。

(理由)

障害児が放課後を過ごす居場所が放課後等デイサービスです。その他に登下校の移動支援や居宅介護等の福祉サービス併用しないと成り立たないのが障害児育児です。

これらの福祉サービスの合計自己負担額は月60,200円程度（放課後等デイサービス／37,200円、移動支援／23,000円程度）となり、家庭の負担が大きくなっています。

放課後等デイサービスは政令都市の中でも減免制度を取り入れている市は多数あります。代表例としては、名古屋市は0円、4,600円、18,600円、37,200円の4段階、神戸市は0円、1,700円、4,600円、13,600円、16,620円の5段階、京都市は0円、2,300円、18,600円となっています。札幌市と人口が近い福岡市は今年1月より所得制限を撤廃し一律月3,000円となりました。

政令都市の中でも人口が約150万人以上いる市だけで見ると、札幌市以外のすべての都市が減免制度もしくは市独自の手当を支給し、障害児を育てる家庭の負担軽減を図っています。

是非、札幌市でも名古屋市・神戸市・京都市・福岡市のように放課後等デイサービスの自己負担減免制度を取り入れて頂きたいです。